

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年12月10日（平成30年（行情）諮問第563号）

答申日：平成31年3月28日（平成30年度（行情）答申第547号）

事件名：IQ検査による統計的な知的障害（IQ70以下）のある者の割合と  
実際の知的障害のある者との差の理由が分かる文書の不開示決定  
（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「IQ検査による統計的な知的障害（IQ70以下）のある者の割合と実際の知的障害のある者との差の理由が分かる文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成30年9月3日付け厚生労働省発障0903第2号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を管理している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書によると、以下のとおりである。

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年8月8日付け（同日受付）で処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年10月15日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 3 理由

(1) 本件審査請求に係る開示請求は本件対象文書の開示を求めるものである。

「IQ検査による統計的な知的障害（IQ70以下）のある者」が「知能指数が70以下の者」，「実際の知的障害のある者」が「療育手帳所持者」をそれぞれ指すとしても，前者の数字を把握しておらず，その差の理由を示す文書も作成・取得していない。

したがって，当該文書を保有していないことから不開示とした原処分は，妥当であると考ええる。

(2) 審査請求人は，審査請求書の中で，「開示請求に係る行政文書を管理している。」として原処分の取消しを求めているが，これに対する諮問庁の説明は上記(1)のとおりであるため，審査請求人の主張は失当である。

#### 4 結論

以上のとおり，原処分を維持することが妥当であり，本件審査請求は棄却すべきものと考ええる。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成30年12月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成31年2月28日 審議
- ④ 同年3月26日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は，これを作成・取得しておらず保有していないため，不開示とする原処分を行い，諮問庁も原処分を妥当としているので，以下，本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について，諮問庁は，理由説明書（上記第3の3(1)）の記載及び当審査会事務局職員をして詳細な説明を求めさせたところによると，以下のとおり説明する。

ア 知的障害者については，知的障害者福祉法により，その自立と社会経済的活動への参加を促進するため，知的障害者を援助すると共に必要な保護を行い，もって知的障害者の福祉を図ることとされており，その一環として，知的障害者（児）に対する各種の援助を受け入れ易くするため，これらの者に対して療養手帳を交付することとされている。

イ 療育手帳制度では，児童相談所又は知的障害者更生相談所において

知的障害であると判定した者に対し療育手帳を交付しており、療育手帳申請者の障害の程度を判定する際の一つの指標としてIQ検査が行われている。

ウ 具体的な判定基準等は、厚生労働省から各都道府県及び指定都市に対して発出している「療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児156号厚生事務次官通知）」に基づき、各都道府県等で実施要綱等を定めて運用しており、検査結果はこれらの行政機関が保有することになっており、国に対する報告は行われていない。

エ そして、「IQ検査による統計的な知的障害（IQ70以下）のある者」が「知能指数が70以下の者」、「実際の知的障害のある者」が「療育手帳所持者」をそれぞれ指すとしても、前者の数字を把握しておらず、その差の理由を示す文書も作成・取得していない。

オ したがって、当該文書を保有していないことから不開示とした原処分は、妥当であるとする。

(2) 当審査会において、諮問庁から上記(1)ウの通知の提示を受けて確認したところ、諮問庁の説明のとおり、知的障害者の判定の実施主体は地方公共団体であり、IQ検査結果の国への報告等は求められていないことが確認でき、本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子